

| 十九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 条件等を次の一とおり記す。 | ○財務省令平成二十二年三月九日第六十条第十一項の規定による。 |
|--|--------------------------------|---|-----------------------|----------------------|-------------------|------------------|--------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| 発行価格 | 発行単位 | 振替額面金 | 最低額面金 | 払込金額 | 発行方法 | 用法 | 振替の法律項及び根柢の適法 | 發行の法律項及び根柢の適法 | 名稱及び記 | 國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第百二十八号) |
| 錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金錄に額はよに、るよ最振る低替も額口の面座と金簿 | 五十百七額い募振の以律社條九特回利付國庫債券(五年)~第八十 | 万五五十面に集替適下へ平、債第年別會株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)~第四十六 | 円円十五金よ取機用「振替法」という。の規定 | 八万額る扱機関は日本銀行による募集の取扱 | 億円で發機関は日本銀行とし、その規 | 八百五十七億九千四百七十八萬四百 | 八千四百七十七億九千四百七十八萬四百 | 五百七十億九千四百七十八萬四百 | 五百七十億九千四百七十八萬四百 | 利付國庫債券(五年)~第八十 |

財務大臣与謝野馨

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(+) 年
○・八パーセント
に 加え、各募集取扱機関は、次に算式による期日を第十八号に規定するとすすめることとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{79}{365}$$

(-) 発行時において、

税人にの法す國をかの中れに係る所の口座のものにと得税に記載して、又振源は替泉その記口徵の記録座収利子簿さ子

(+)

初期利子

規下は期た期平定、が金と成る税人にの法す國をかの中れに係る所の口座のものにと得税に記載して、又振源は替泉その記口徵の記録座収利子簿さ子

十
八
七
六
五

払
込
期
所
日
支
元
利
金
金
額
限
償
還
期
期
子
以

額面金額 $\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 五 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
三 に 十 う 以 し 日
月 つ 二 。 前 、 及
九 き 月 六 各 び
日 百 二 月 支 十
円 十 間 払 二
日 に 期 月
属 に 二
す お 十